

令和3年 第1回 安芸太田町議会定例会会議録

令和3年3月3日

招集年月日	令和 3 年 2 月 26 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和3年 2月26日午後 2時25分			議長	富永 豊
	閉会	令和3年 月 日午後 時 分			議長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	大江 厚子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田島 清	○	8	角田 伸一	○
	3	平岡 昭洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	矢立 孝彦	○	10	吉見 茂	○
	5	末田 健治	○	11	中本 正廣	○
	6	津田 宏	○	12	富永 豊	○
会議録署名議員	1 番	大江 厚子		2 番	田島 清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	小田 和子	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋本 博明		教 育 長	二見 吉康	
	副 町 長	小野 直敏		病院事業管理者	—	
	総務課長	長尾 航治		商工観光課長	片山 豊和	
	総務課主幹	三井 剛		税務課長	沖野 貴宣	
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	栗栖 香織		住民生活課長	上手 佳也	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	児玉 斉		児童育成課長	園田 哲也	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	梅田 幹二		衛生対策室長	田中 博敏	
	企 画 課 長	二見 重幸		学校教育課長	児玉 裕子	
	企 画 課 主 幹	武藤 克巳		生涯学習課長	金升 龍也	
	地域づくり課長	瀬川 善博		福祉課長兼 健康づくり課長	伊賀 真一	
	建 設 課 長	武田 雄二		安芸太田病院 事務長	菅田 裕二	
	産業振興課長	栗栖 浩司		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和3年3月3日

	諸般の報告
同意第1号	教育長の任命について
議案第1号	安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更について
議案第2号	安芸太田町内黒山財産区管理会条例の制定について
議案第3号	安芸太田町内黒山財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第4号	安芸太田町内黒山財産区管理基金条例の制定について
議案第5号	安芸太田町課設置条例の一部改正について
議案第6号	安芸太田町子ども・子育て会議設置条例の制定について
議案第7号	安芸太田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第8号	安芸太田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第9号	安芸太田町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び安芸太田町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第10号	安芸太田町防災行政無線設置条例の一部改正について
議案第11号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第12号	安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について
議案第13号	安芸太田町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について
議案第14号	安芸太田町子ども医療費支給条例の一部改正について
議案第15号	安芸太田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第16号	安芸太田町グリーンスパつつが条例の一部改正について
議案第17号	安芸太田町いこいの村ひろしま条例の一部改正について
議案第18号	安芸太田町深入山グリーンシャワー条例の一部改正について
議案第19号	安芸太田町温井ダム周辺環境施設条例の一部改正について
議案第20号	安芸太田町介護保険条例の一部改正について
議案第21号	安芸太田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議案第22号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町グリーンスパつつが)

議案第 23 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)
議案第 24 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
議案第 25 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町道の駅来夢とごうち)
議案第 26 号	令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 8 号)
議案第 27 号	令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)
議案第 28 号	令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 29 号	令和 2 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 30 号	令和 2 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 31 号	令和 2 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 32 号	令和 2 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 33 号	令和 3 年度安芸太田町一般会計予算
議案第 34 号	令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 35 号	令和 3 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 36 号	令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
議案第 37 号	令和 3 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
議案第 38 号	令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
議案第 39 号	令和 3 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 40 号	令和 3 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 41 号	令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
議案第 42 号	令和 3 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
議案第 43 号	令和 3 年度安芸太田町病院事業会計予算
	特別委員会の設置

令和3年第1回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和3年3月3日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2	同意第1号	教育長の任命について
第3	議案第1号	安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更について
第4	議案第2号	安芸太田町内黒山財産区管理会条例の制定について
第5	議案第3号	安芸太田町内黒山財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
第6	議案第4号	安芸太田町内黒山財産区管理基金条例の制定について
第7	議案第5号	安芸太田町課設置条例の一部改正について
第8	議案第6号	安芸太田町子ども・子育て会議設置条例の制定について
第9	議案第7号	安芸太田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第10	議案第8号	安芸太田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第11	議案第9号	安芸太田町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び安芸太田町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第12	議案第10号	安芸太田町防災行政無線設置条例の一部改正について
第13	議案第11号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
第14	議案第12号	安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について
第15	議案第13号	安芸太田町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について
第16	議案第14号	安芸太田町子ども医療費支給条例の一部改正について
第17	議案第15号	安芸太田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第18	議案第16号	安芸太田町グリーンस्पアツツが条例の一部改正について
第19	議案第17号	安芸太田町いこいの村ひろしま条例の一部改正について
第20	議案第18号	安芸太田町深入山グリーンシャワー条例の一部改正について
第21	議案第19号	安芸太田町温井ダム周辺環境施設条例の一部改正について
第22	議案第20号	安芸太田町介護保険条例の一部改正について

第 23	議案第 21 号	安芸太田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
第 24	議案第 22 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町グリーンスパつつが)
第 25	議案第 23 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)
第 26	議案第 24 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
第 27	議案第 25 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町道の駅来夢とごうち)
第 28	議案第 26 号	令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 8 号)
第 29	議案第 27 号	令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)
第 30	議案第 28 号	令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
第 31	議案第 29 号	令和 2 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
第 32	議案第 30 号	令和 2 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
第 33	議案第 31 号	令和 2 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
第 34	議案第 32 号	令和 2 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
第 35	議案第 33 号	令和 3 年度安芸太田町一般会計予算
第 36	議案第 34 号	令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
第 37	議案第 35 号	令和 3 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 38	議案第 36 号	令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
第 39	議案第 37 号	令和 3 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
第 40	議案第 38 号	令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
第 41	議案第 39 号	令和 3 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
第 42	議案第 40 号	令和 3 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第 43	議案第 41 号	令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
第 44	議案第 42 号	令和 3 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
第 45	議案第 43 号	令和 3 年度安芸太田町病院事業会計予算
第 46		特別委員会の設置

令和3年第1回定例会
(令和3年3月3日)
(開会 午前10時00分)

○富永豊議長

おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 同意第1号

○富永豊議長

日程第1、同意第1号、教育長の任命についてを議題とします。当事者議案でございますので、二見教育長の退席を願います。

[二見教育長退席]

議案の説明は先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。お諮りします。同意第1号については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第1号、教育長の任命についてはこれに同意することに決定しました。ここで当事者の二見教育長の入場の許可をします。

[二見教育長入場]

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第12号

日程第7. 議案第13号

日程第8. 議案第14号

日程第9. 議案第15号

日程第10. 議案第21号

日程第11. 議案第26号

日程第12. 議案第27号

日程第13. 議案第28号

日程第14. 議案第29号

日程第15. 議案第30号

日程第16. 議案第31号

日程第17. 議案第32号

日程第18. 議案第22号

日程第19. 議案第23号

日程第20. 議案第24号

日程第21. 議案第25号

○富永豊議長

日程第 2、議案第 1 号、安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更についてから、日程第 21、議案第 25 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町道の駅来夢とごうち）までの 20 件について、議案の説明は、先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。二見企画課長。

○二見重幸企画課長

議案第 1 号、安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更について。安芸太田町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。別紙につきましては次ページに掲載しております、新旧貸借表でございます。事業名のところに過疎施設整備、事業内容として火葬場の改修等の具体的な起債を行うものでございます。以上でございます。

○富永豊議長

栗栖産業振興課長

○栗栖浩司産業振興課長

失礼します。議案第 2 号、安芸太田町内黒山財産区管理会条例の制定について。安芸太田町内黒山財産区管理会条例を次のように定める。この条例は、戸河内町内黒山財産区設置条例に基づき、町の中の町として、議会方式で運営してきた内黒山財産区を管理会条例の制定により、管理会方式に移行するものです。議会方式では、議会は議決権をもち、最終決定を行っていましたが、管理会方式では今回の条例第 8 条の各項に定める条例について管理会が同意権を持つことになり、最終的な議決権は町議会に委ねられるものとなります。また、財産区議員は 8 名でしたが、地区住民の直接選挙で選ばれていましたが、管理会方式では、町長が町議会の同意を得て 5 名の委員を選任するものとなります。以上です。

続きまして議案第 3 号、安芸太田町内黒山財産区管理会管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について。安芸太田町内黒山財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例を次のように定める。この条例は先ほどの管理会条例の制定により、選任された財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関して定めるものです。額については、近隣の財産区の状況や財産区の規模等をふまえ、財産区議員と共に協議で定めさせていただきました。

続きまして議案第 4 号、安芸太田町内黒山財産区管理基金条例の制定について。安芸太田町内黒山財産区管理基金条例を次のように定める。この条例は安芸太田町内黒山財産区管理会条例の制定により議会方式から管理会方式に移行することにより、戸河内町内黒山財産区基本財産蓄積条例を廃止し新たに制定するものです。以上です。

○富永豊議長

上手住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

はい、議案第 12 号、安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について。安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。提案理由につきましては、先日の全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。

次に議案第 13 号、安芸太田町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について。安芸太田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。こちらにつきましても先日の全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。

議案第 14 号、安芸太田町子ども医療費支給条例の一部改正について。安芸太田町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。議案提出理由につきましては、こちらも先ほどと同じように、全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。

続いて議案第 15 号、安芸太田町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。安芸太田町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正する条例を次のように定める。議案提出理由につきましては、全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。以上よろしく願いいたします。

○富永豊議長

伊賀福祉課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

はい。失礼します。議案第 21 号、安芸太田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。安芸太田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。今回の条例改正

につきましては、安芸太田町が指定、指導いたします地域密着型、また介護予防サービス等の指定の基準について国の基準に沿うよう条例を改正するものでございます。なお、詳細の説明につきましては先日の全員協議会において提案理由等説明させていただいたところでございます。説明は以上です。

○富永豊議長

三井総務主幹。

○三井剛総務課主幹

はい。それでは私のほうから議案 26 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算第 8 号についてご説明申し上げます。まず第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、こちらは歳入歳出それぞれ 1 億 7 千 5 7 7 万 9 千円を減額し、歳入歳出総額を 9 億 5 7 2 万 9 千円と定めるものでございます。第 2 条は繰越明許費、続く第 3 条は債務負担行為の補正、そして第 4 条において、地方債の補正をさせていただくものでございます。恐れ入ります、1 枚めくっていただきまして、資料 1 ページの第 1 表をご覧ください。今回多岐にわたっておりますが、上から町民税、固定資産税等に構成する町税として、2 4 万 6 千円ほど減額し、続いて分担金として 1 1 0 万円ほど減額する他、この表のとおり使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄付金の他、基金の繰入金を中心とした繰入金にさらには諸収入、恐れ入ります、さらに 2 ページをめくっていただきまして、町債としてこの表に書いてある所要額について歳入予算に充てさせていただきます。恐れ入ります、となりの 3 ページをご覧ください。歳出でございますが、上から議会費、総務費、民生費等々、一番下が消防費でございます。さらには 1 枚めくっていただきまして、教育費、そして交際費につきまして、この表にあるとおり、所要額をそれぞれ補正をさせていただきます。次にとなりの 5 ページでございますが、第 2 表繰越明許費でございます。令和 2 年度予算から令和 3 年度へ繰越を予定している事業について一覧にしております。順にご説明させていただきますと、まず総務費につきまして、総務管理費の普通財産等管理事業でございますが、旧津浪小学校改修工事につきまして、新型コロナウイルスを起因とします人手不足等設計作業、設計積算作業等に遅れが生じておりまして、全体の工程が遅延し、やむなく本年度予定していた部分の事業費について予算を繰越しさせていただくものでございます。続いて、同じく総務費の企画費でございますが、上から地域づくり事業の旧猪山小学校跡地整備工事をはじめ、定住促進事業では子育て世帯定住応援補助金、そして、まち・ひと・しごと創生事業の関係では 3 つございまして、1 つ目は三段峡、太田川エコツーリズム推進基本計画策定委託業務、2 つ目として道の駅再整備基本計画策定業務委託、そして 3 つ目が新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業、さらには事業名は変わりますが、まち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業におきまして、交付金事業における、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業につきまして、いずれも新型コロナウイルスの関係で事業の中断や地元関係者等の協議に不測の期間を要したため、繰越を予定するものでございます。続いて戸籍住民基本台帳管理事業におきましては、戸籍の附票ネットワーク改修に伴う住基ネットワーク CS 対応業務につきまして、改修に必要なアプリケーションの配信遅延によりまして、繰越処理をやむなく行います。次に民生費でございますが、児童福祉施設事業の筒賀保育所改修工事、さらには衛生費では事業が 3 つございまして、1 つ目が保健衛生総務管理事業における保健医療福祉統括センターの改修工事、2 つ目が合併処理浄化槽設置整備事業における小型浄化槽設置整備事業、そして 3 つ目としまして、病院事業会計補助金におけます新型コロナウイルス感染症予防等にかかる緊急対策事業につきまして、いずれも工事にかかる設計等について不足の期間を要しているため事業を繰越しさせていただきます。次に農林水産業費でございますが、2 つございまして、1 つ目としましては、小規模農業基盤整備事業におきまして、ため池緊急整備事業におきまして、仮設の工事時、工事の時にですね、想定以上のヘドロが出てきたということで、工法変更を余儀なくされました。2 つ目、農業振興事業における安芸太田町農林業経営継続支援補助金では、補助対象機械等の納品の遅延により事業を繰越しをさせていただくと考えております。続いて商工費でございますが、6 ページにかけて、全部で 10 の事業がございまして、一番上の中小企業支援事業における広島県がんばる飲食店応援金事業町負担金からずっと下までいっていただいて、ページをまたぎます、ページをまたぎまして、その商工費の、この 6 ページで申し上げますと、1、2、3 上から 6 番目に道路案内看板作成委託につきまして、新型コロナ、いずれもこれらの商工事業いずれも新型コロナの影響で工事に要する資材調達等の遅延によりまして、繰越処理を予定しているものでございます。つづいて土木費でございます。6 つございまして、一つ目の道路橋梁費、道路台帳整備事業における安芸太田町未登記道路用地測量業務から、ずっとその下の 6 番目のですね、急傾斜地対策費の急傾斜対策事業におけます広島県建設事業負担金につきましていずれも新型コロナ禍におきまして、全県的な労働者さらには設計従事者の不足に伴いまして、受注事業が至るまでに不足の期間を要していたため、予算の繰越をさ

せていただくと考えております。次に教育費でございますが、小学校費の小学校管理事業におけます上殿小学校、耐震診断業務委託につきましては、先の降雪による業務遅延に加えまして、新型コロナウイルスの関係でございまして、耐震診断の評価にですね、不足の期間を要しているということでございまして、繰越をさせていただくものでございます。最後に災害復旧の関係でございますが、公共土木施設災害復旧事業における町道、小坂、深入山線、災害復旧工事をはじめ、農林水産施設災害復旧事業の下杉水路災害復旧工事の他、林道施設災害復旧工事におきます、林道三谷塩明線災害復旧工事につきまして、いずれも地元調整に不測の期間を要したため、工期不足の観点から予算の繰越を行い、次年度に対応させていただくものでございます。よろしく申し上げます。続いては 7 ページでございます。7 ページ債務負担行為の補正でございますが、表の事項欄にご案内しているとおり、本町の公の施設、具体的には安芸太田町いこいの村ひろしまや、深入山グリーンシャワー、そしてグリーンスパつつが、そして道の駅来夢とごうち、以上 4 つの施設に係る指定管理業務に加え、4 月 25 日に予定されております参議院広島県選出議員再選挙につきまして、この表にお示ししているとおり、期間と限度額について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。続きまして恐れ入ります 8 ページをご覧ください。地方債の補正でございます。まず表の最上段の公共事業等債でございますが、急傾斜地対策事業における県事業への負担金の増額の関係、続いて合併特例債については、修道小学校の解体工事における事業費、具体的には入札残でございますが、それに伴う減額、さらには本庁舎耐震改修工事の増額の関係、それから緊急防災減災事業債につきましては、防災行政無線デジタル化工事の事業費、具体的には入札残でございますが、の減額。さらには緊急自然災害防止対策事業債につきましては、土地ため池事業費や木坂の法面改修工事費の減額の関係でございます。辺地対策事業債については、旧猪山小学校跡地整備事業費の減額の関係、さらには過疎対策事業費につきましては G I G A スクールにおけるタブレット購入事業費、具体的には入札残でございますが、そちらの減額と筒賀小学校プール改修工事費の減額につきましての関係でございます。そして減収補填債につきましては、施設の解体工事や本庁舎、耐震改修工事等々の事業費充当のためにですね、増額をお願いするというので、それぞれの補正後の限度額に変更をお願いするものでございます。すみません、長々と。ではここからは第 1 条の歳入歳出の予算の補正につきまして、各事業課から詳細をご説明申し上げますが、まず私どもの総務課財政管財分でございます。恐れ入ります、この議案の 26 ページから 27 ページ、総務管理費の財産管理費でございます。そちらに普通財産等管理事業のどこ、ご案内しておりますが、委託料 100 万円、そして工事請負費を 664 万 3 千円ほどそれぞれ減額を予定しております。これは旧修道小学校解体除去工事の入札における事業費の残、額にして 264 万 3 千円の減、そして残りにつきましては予定しておいた木坂法面補修工事について他の代替措置を講じることによって、当面は工事を行う必要性が解消されたということでございますので、本年度予定していた補修工事を取りやめ、委託料と工事請負費については合算で 500 万円程の減額をさせていただいております。そしてその下に、同じ事業の中で町づくり基金管理事業ということがございますが、当初売却予定でございました町有地、具体的には殿賀バス停の奥の殿賀ふれあいプラザ前の土地の売却を本年度予定しておりましたが、所要の理由から売却見送りとなったため、その売却による収入額相当額の積立予定額を減額するものでございます。恐れ入ります、さらには 54 ページ、55 ページ、公債費でございますが、臨時財政対策債の利率変更という事をこの時期は毎年行うわけでございますけれども、利率変更による元金と利子の組替えを行わせていただきまして元金部分を 21 万 2 千円増額し、利子部分につきましては 400 万円の減額を行うものでございます。総務課財政管財担当からは以上でございます。

○富永豊議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは引き続き、事項別明細書、歳出部分について、担当課より随時説明をさせていただきます。なお先日の全員協議会におきまして、詳細につきましては表でご説明をさせていただいたとおりでございますが、若干重複する部分がございますけれども、担当課より詳細説明をさせていただきます。それでは事項別明細書の 29 ページのほうをご覧ください。上段、福祉医療教育支援奨学金基金管理事業でございます。奨学生の休学等によります減額、それから 1 ヶ月分の返納額、合わせまして減額で 190 万の減額とさせていただいております。下段、総務費の総務管理費、諸費でございます。高速ブロードバンド基盤整備促進事業につきましては、430 万 2 千円の減額をさせていただいております。内容につきましては、県事業により、光ケーブルの移転を予定しておりましたが、県事業が延期されたことに伴いまして、こちらのほうは減額をさせていただきました。さらに下の下段、特別定額給付金給付事業

でございます。これは一人 10 万円の給付を行った給付事業でございます。本町におきましては、15 名の方に最終給付ができませんでしたが、それに伴う補助金の減額、また事務手続きに関しましては、早期にこの給付事業が完了いたしましたことに伴いまして、給与費等減額とさせていただきます。615 万 3 千円減額でございます。続きまして電算管理費でございます。電算管理費は 111 万 4 千円の減額をさせていただきます。こちらに関しましては、情報系のサーバーの公開を延期し、再リースしたことに伴いまして減額措置とさせていただきます。少しページをとばしてすみません、33 ページをご確認ください。総務費、選挙費でございます。先ほど財政担当主幹のほうから説明がありましたけれども、参議院議員選挙の再選挙の費用でございます。今年度執行見込み分を予算計上させていただきました。121 万円でございます。さらにページのほう、すみません 47 ページをご確認ください。消費費でございます。上段、非常備消防運営事業につきましては、消防団の訓練、これはコロナ禍におきまして訓練を中止をさせていただきました。総額で 622 万円の減額をさせていただきます。それから防災行政無線管理運営事業でございます。こちら先ほど財政担当主幹のほうから説明をさせていただきました防災無線のデジタル化の関係の入札による減額でございます。1 億 114 万 5 千円でございます。その下段は防災減災備蓄事業につきましては、38 万 1 千円の減額をさせていただきます。この内容に関しましては防災会議等ですね、書面決議を行いましたことに伴います減額でございます。総務課のほうは以上でございます。

○富永豊議長

瀬川地域づくり課長

○瀬川善博地域づくり課長

はい、議案書ページを見ますと 29 ページ下段、また 31 ページの上段の地域支援事業 923 万円の減額をお願いするものでございます。当初地域おこし協力隊員を 4 名の採用を予定しておりましたが、3 名の採用にとどまった上、年度当初からの採用に至りませんでしたので、協力隊員の報酬、また家賃補助等を減額させていただくものでございます。以上でございます。

○富永豊議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

それでは 29 ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、諸費のバス路線運行事業 840 万円の補助金の増額のお願いでございます。こちらにつきましては、広島電鉄、バス、三段峡線の運行補助について、運行実績による補助金を増額するものでございます。これは新型コロナウイルス感染症の影響で乗客数が大きく減少しましたが運行は継続をしております。運賃収入が大きく減収した分、補助金を増額をお願いするものでございます。主には広電在来線において 520 万、それから高速線において 480 万円の補助金を増額するものでございます。その他の路線の補助実績と相殺いたしまして 840 万円の補助金を増額をお願いするものでございます。それから 31 ページをお願いいたします。総務費、企画費のまち・ひと・しごと創生事業、1,435 万円の減額でございます。こちらにつきましては別紙で資料をお配りをさせていただきましたが、まず報酬につきましては安芸太田暮らし移住アドバイザーの業務従事の日数の実績に伴う減額でございます。それから委託料 129 万円の減額でございますが、こちらにつきましてはドローンの空撮を土地管理システム等に活用するため、ドローンの空撮を行っておりますが、その撮影箇所、令和 2 年度におきましては試験的に撮影を行いまして、その撮影箇所を縮小して実施したものでございます。今回の撮影によりまして、その撮影したものが土地管理システムに十分活用できるということが確認できましたので、また新年度のほうで予算化をしまして、徐々に撮影箇所を増やしていくということとしております。それから負担金補助交付金につきましてはでございますが、主なものはインバウンド関連の事業につきましては、補助金を交付して実施する予定にしておりましたが、こちらにつきましてはインバウンドの誘客、それからプロモーション等がこの状況でできないということで事業の縮小、あるいは取りやめを行っております。こちらの減額が 1,196 万円ということが主な内容でございます。それからまち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業 450 万円の増額をお願いしております。こちらにつきましては 12 月の補正で町県民税あるいは固定資産税の支払いをコンビニでできるようにと、システム改修のお願いをしましたが、その際、上下水道料につきましてはシステムの関係で少し見送ったほうが良からうということをお断りしておりましたが、調査したところこちらでも対応ができるということでさらに上下水道が収入の件数も多いということでございまして、こちらでもコンビニ支払いで対応できるようにシステムを改修していこうということといたしまして、コロナ臨時交付金を活用し

てのシステム改修ということで委託料 450 万円の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○富永豊議長

上手住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

32、33 ページをお願いします。一番上のマイナンバー通知カード関連事業 108 万 7 千円の減額でございます。マイナンバーカードの関連事務費につきましては地方公共団体情報システム機構の方に委託をしておりますが、こちらのほうから請求見込み額の変更がありまして、減額をさせていただくものでございます。そして同じページの 3 款民生費、社会福祉費のちょっと真ん中あたりになりますが、社会福祉費総務管理事業 1,404 万 5 千円の減額でございます。後期高齢者医療費の概算払いの変更決定通知に伴う減額でございます。以上でございます。

○富永豊議長

沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

はい、失礼します。ちょっともどってもらって 31 ページをよろしくをお願いします。賦課徴収費、賦課徴収管理事業について説明します。役務費 12 万 2 千円の計上ですが、軽自動車税環境性能割特別徴収取扱費などの県からの見込み通知の増によるものです。それでは歳入、町税の補正について説明しますので、12 ページをご覧ください。12 ページ、町税全体ですが、24 万 6 千円の減としています。内訳は町民税個人について、現年課税分が土地、建物売却による譲渡所得により 650 万円の増、滞納繰越分が新型コロナウイルス感染症の影響により 100 万円の減、固定資産税が新型コロナウイルス感染症の影響により、現年課税分 590 万円、滞納繰越分 200 万円の減。軽自動車税環境性能割が県からの見込み通知による 154 万円の増。入湯税現年課税分が新型コロナウイルス感染症の影響により 50 万円の減、滞納繰越分が徴収により 111 万 4 千円の増を計上しています。以上です。

○富永豊議長

伊賀福祉課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

それでは、福祉課のほうからお願いいたします。ページのほうは 32 ページ、33 ページのほうをお開きください。一番下段でございます、老人福祉管理事業で 40 万 7 千円の増額をお願いするものですが、こちらにつきましては、高齢者生活支援移動活発化事業補助金、要はタクシー助成なんですけれども、こちらのほうが、本年度 10 月から定額タクシーの実証実験が開始されたことに伴いましてタクシーの助成と併用が可能であったということもありまして、福祉課のほうで庶務しておりますタクシー助成の利用者、申請者共に増員となったため、今回補助金部分について増額をお願いするものでございます。1 枚めくっていただきまして、34 ページ、35 ページのほうをお開きください。上段の在宅福祉事業で 150 万円の減額をお願いするものです。こちらにつきましてはあんしん電話の設置事業、そして社協のほうに委託しております移送支援事業、これ両方ともそれぞれ実績の見込みに伴います減額をお願いするものです。中ほどにございます障害者自立支援対策事業で 284 万 9 千円のえー増額をお願いするものですが、こちらにつきましては、委託料については令和 3 年度に向けました障害福祉サービスの報酬改定に伴います障害者福祉管理システムの改修業務にかかります委託料の増、扶助費につきましては給付実績に見込みます増額なんですけれども、こちらにつきましては日中の生活介護の利用者が増えたこと、また施設入所者の支援利用者にかかる利用単価が増えたということもございまして、扶助費の増額を 128 万 1 千円お願いするものです。さらに償還金利子及び割引料につきましては令和元年度の実績に伴います国の返還金を今回計上させていただいております。続きまして 1 ページめくっていただきまして、36 ページ、37 ページのほうをお開きください。児童扶養手当給付事業で 30 万 6 千円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、児童扶養手当の給付対象者の増員に伴います扶助費の増額をお願いするものです。その中ほどにございます。生活保護費給付事業につきましては扶助費のほうで 600 万円ほど減額をお願いするものです。こちらにつきましては本年度の実績見込みによります生活扶助、医療扶助、そして介護扶助の減額分を今回計上させていただいております。福祉課分については以上です。続いて健康づくり課のほうからのお願いをさせていただきます。同じく 36 ページ、37 ページのほうをご覧ください。下段にございます疾病予防事業で、今回 483 万 4 千円の減額をお願いするものです。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの接種体制にかかります予診票や封筒通知の印刷を委託業務に変更したことや、またワクチンの接種が実際には次年度から、住民への接種は次年度からということ

になりましたため、委託料等を大幅に減額をお願いするものでございます。その下、母子保健事業については103万7千円の減額をお願いするものですが、こちらにつきまして、主に委託料で100万円減額をお願いいたします。妊婦検診についてですけれども、実績見込みに伴います委託料を減額するものでございます。健康づくり課のほうから以上でございます。

○富永豊議長

園田児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

はい、児童育成課からのお願いでございます。36ページ、37ページの上段をご覧くださいと思います。児童措置費の保育所園管理事業の需用費につきまして、96万円の補正をお願いするものでございます。これは保育所、認定こども園の光熱水費について不足が見込まれるための補正のお願いでございます。以上でございます。

○富永豊議長

田中衛生対策室長。

○田中博敏衛生対策室長

はい、それでは衛生対策室より補正のご説明を申し上げます。14ページ、15ページをお開きください。まずは歳入の方から補正の説明をいたします。13款使用料及び手数料、2項の手数料でございます。1、総務手数料でし尿汲み取りの督促手数料58件分、5千円を計上するものでございます。続きまして下段の2、衛生手数料で一般廃棄物処理手数料72万4千円を計上するものです。過年度分ゴミ処理手数料6件分、54万1千円。過年度分し尿汲み取り手数料、28件分18万3千円をそれぞれ計上するものでございます。続きまして38ページ、39ページをお開きください。続いて歳出のほうの補正の説明をいたします。4款衛生費、2項清掃費、2ごみ処理費でございます。ごみ処理管理事業の委託料、600万円を減額するものでございます。こちらにつきましては実績見込み量の減に伴いまして、可燃ごみの処理委託及び可燃ごみの搬出委託による委託料の減額をするものでございます。衛生対策室からは以上でございます。

○富永豊議長

栗栖産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

はい、失礼します。産業振興課から説明させていただきます。ページ40、41ページをお願いします。農林水産業費、農業費の3の農業振興費で、農業振興費としまして374万円ほど減とさせていただきます。主な内容としましては、補助金の清算による減ということです。ビニールハウス等の設置等が予定しとりましたが、申請がなかったこと、また祇園坊の柿の買取り価格の補償制度をやっておりますが天候不順により祇園坊柿の生産の出荷量が少なかったこと等々で減とさせていただきます。続きまして中山間地域等直接支払事業として730万円の減とさせていただきます。第5期の集落協定をしましたが、集落協定数が減ったため、それにより、事業の確定により交付金の減となります。続きまして、ひと・農地問題解決推進事業ですが、これも土地の集約面積の減によって、機構集積協力金が減になりましたので、それによる減でございます。続きまして多面的機能支払事業ですが、これは交付金が新規加入の見込み面積が減になりましたことにより、交付金の減が70万円ありました。続きまして小規模農業基盤整備事業ですが、1,060万円の減とさせていただきたいと思います。この内容としましては、トチリのため池の堤体工事の延長が減となりましたので、それによる設計委託料の減が60万円と工事請負費の減が1千万円ということです。この事業につきましては受益者の負担というものが1割ありますのでできるだけ、無駄なく工事をしていきたいということで精査した結果となりました。続きまして、次の林業費に移ります。森林経営管理事業ですが、940万6千円の減とさせていただきたいと思います。主な内容としましては、委託料が303万4千円、これは町有林の危険木伐採施業の中止による減、森林整備人材育成講座の縮小による減、境界確認測量の減等でございます。続きまして負担金補助及び交付金が463万6千円の減となっております。これは被害木等処理事業の量が確定しまして減となりました。続きましてページを1ページめくっていただきまして、森林環境譲与税資金管理事業の増額です。1,315万4千円ほど増額とさせていただきたいと思います。内容としましてはいろいろ事業、中止等々がありまして、残ったお金を精査した結果、基金の積み立てが増えたということです。続きまして町有林整備事業で842万4千円の減となります。これは委託料で向山町有林の搬出間伐を中止したことによりまして、収入間伐5.54ヘクタール、搬出用の作業路開設1,400メートルを中止しましたので、そのため事業費の減となりました。続きまして林業木材産業等競争力強化対策事業で1,085万8千円の減となりま

す。これは負担金補助及び交付金として減ですが木材市場単価の下落により収入間伐を予定しておりました施業地が取りやめになったために、森林組合への補助金が減となりました。産業振興課は以上です。

○富永豊議長

片山商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

同じく 42、43 ページをお願いします。商工観光課のほうはがんばるビジネス応援補助金の減額でございます。こちらにつきましては行政報告のほうで本年度の実績を報告させていただいておりますが、所要の額に至らなかったため、その残金を減額させていただくものでございます。続きまして観光施設管理事業でございます。需用費ですが、修繕費として 95 万円をお願いするものでございます。まず一つが先般もご説明させていただきましたが、温井レストラン関係の電力メーターを設置するものでございます。現施設が夢の丘公園、自然生体公園等々の一括メーターとなっており、今後の使用貸借等々の際に非常に電気量の精算が煩雑になるため、それぞれの施設に分けるものでございます。こちらが 69 万 1 千円でございます。それから筒賀交流の森バーベキュー広場の引き込み線でございます。これは中電柱の建替えに伴うもので施設内の中電柱は替えますが、そこから引き込みが観光客のために地中配管となっています。そこを埋設替えをするために 25 万 9 千円、追加をお願いするものでございます。使用料賃借料の 145 万 4 千円の減額の内訳でございます。昨年度、イベントの中止等に伴いましてあるいは観光地にあるトイレ、仮設トイレなんですけど県のほうで行っていただいている水梨トイレの部分については県のほうで設営するといったことも含めまして、イベント用のリース、トイレの減、また W i - F i を予定していたものにつきましては、先ほど全員協で説明させていただいた部分の自社でやっていたりといった部分もございましたので、そういった部分の事業費残を精査して減額させていただくものです。商工観光課は以上です。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、失礼します。建設課から補正のお願いをさせていただきます。ページ 44、45 ページとなります。こちらの中ほど土木費、道路橋梁費、道路維持管理事業でございます。工事請負費 140 万の増額でございます。こちらは通行車両の安全を確保するため、経年劣化や大雨等の被害の修繕のため予算不足となりましたので、補正をお願いするものでございます。続きまして、その下の除雪事業です。委託料 1 億 3 千万円の増額です。こちらの理由といたしましてはご存知のように年末年始、特に 1 月上旬の大雪の委託料、除雪の委託料が主な対応になります。これとまた今後の降雪も対応が想定されるため、増額補正をお願いするものでございます。続きましてその下、国道、国道改良事業でございます。こちら負担金 8 千円の増額でございます。こちらは県事業の事業費増に伴う負担金の増額補正をお願いするものです。続きましてその下、急傾斜地対策事業でございます。こちら国県の急傾斜事業の負担金の増額でございます。128 万 2 千円、こちら県事業の増額に伴います負担金の増額をお願いするものです。建設課からは以上です。

○富永豊議長

児玉学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

はい、ではページの 47 ページ下段をお開きください。教育委員会費、教育委員会運営事業、交際費でございます。今年はコロナ禍により各種事業が中止になったことによりまして交際費のほうを減額するものでございます。続きまして 49 ページをお開きください。教育委員会事務局運営事業でございます。このことにつきまして、主に新 J E T、外国語指導助手が本来でしたら昨年の 8 月に来日する予定でしたが新型コロナウイルスの関係で来日が中止になったことによるものと、さらに今年居りました外国指導助手が本来帰国になるんですが、日本での就職がありましたので、その帰国旅費が不要になったこと、それからコロナ禍により、職員の旅費等々で減額を、旅費でさせてもらうものでございます。需用費につきましても、出張等に伴う燃料費といったものを減額させてもらうものでございます。役務費につきましては、中 3 のオンラインをするためにモバイルルーターとしてやっておりましたが、当初予定していたよりも定額となった通信料によりまして減額を行うものでございます。それから委託料と備品につきましては、この度 G I G A スクール構想によりますラン整備、それからタブレットの入札残による減額でございます。使用料及び賃借料の 80 万につきましてはサーバーの、教育系サーバーの再リースにより減額をさせてもらうものでございます。続きまして奨学金につきましてはこの度のコロナ

ウイルスの定額給付金におきましてご厚志を頂いたものによる寄附を奨学基金のほうに積み立てるもの
でございます。それから連携教育推進事業におきまして、コロナウイルス禍により各種、中1の合同合
宿、それから陸上大会、中学校の文化祭等が中止になったことによります減額をお願いするものでござ
います。続きまして小学校費、小学校管理事業でございます。需用費におきまして、休校期間中の光熱
水費により減額をお願いするものでございます。また使用料及び賃借料についてもスクールバスについ
てでございます。続きまして小学校、教育振興事業につきましては、小学校の修学旅行を行き先変更で
近場になったこと、それからG o T o トラベル等の活用におきまして、保護者への補助金を減額させて
もらうものでございます。続きまして次ページの中学校費の使用料及び賃借料の 400 万でございますが、
これも休校中のスクールバスの減額によるものでございます。学校教育課からは以上でございます。よ
ろしくお願いします。

○富永豊議長

金升生涯学習課長。

○金升龍也生涯学習課長

失礼します。生涯学習課の補正のお願いです。まず歳入のほうからのご説明をします。14 ページ、15
ページをお開きください。13 款の使用料及び手数料です。教育使用料、とごうちふれあいセンターの使
用料につきまして、当初見込みが 120 万円程度を見込んでおったのですが、町外のですね、高校及び大
学等の合宿等がコロナの関係で中止になったため、40 万程度の収入に留まるということで 80 万円の減
額をお願いするものです。続きまして歳出です。恐れ入ります、50 ページ、51 ページをお開きくださ
い。10 款教育費、5 項社会教育費です。社会教育施設管理事業、報酬、これはとごうちふれあいセン
ターの管理人さんです。コロナで閉館しました関係で 70 万円の減額をお願いするものです。次のペー
ジ、52 ページ、53 ページをお開きください。社会教育費、生涯学習推進費です。71 万円の減額をお願
いするものです。内訳としまして報酬、これは成人式が 1 月の予定であった成人式を 8 月に延期したも
ので、成人式の司会の謝礼 4 万円、需用費として会食、集合写真等で 47 万円。役務費、欠席者への記
念品送付を考えておりました、これが 3 万円。使用料及び賃借料、会場使用料です、これが 17 万円
です。続きまして保健体育費です。保健体育総務管理事業 190 万円の減額です。これは負担金補助金及び
交付金ですが、オリンピックのメキシコ事前合宿が中止、全国高校ライフル選手権大会が中止になり
ましたので 190 万円の減額をお願いするものです。次に体育施設管理事業 748 万円です。報酬、プールの
監視員さんです。例年 30 日間プールを開くんですが、コロナの影響を考えまして今年度につきまして
は実質 10 日間の会館に留まりました。報酬で 128 万円、プール監視員さんの旅費で 6 万円、需用費と
しまして、プール夜間照明の電気代が 140 万、委託料、プール改修工事の管理委託で 280 万円、工事請
負費、筒賀プールの改修工事ですが、入札残におきまして 190 万円です。続いて社会体育振興事業なん
ですが、町民グラウンドゴルフ大会を計画をしておりましたが、これもコロナで中止をいたしました。
報償費、グラウンドゴルフ大会の協力謝金として 4 万円、グラウンドゴルフの会場の使用料です。6 万円
を減額するものです。生涯学習課からは以上です。よろしく申し上げます。

○富永豊議長

上手住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

はい、それでは議案第 27 号、令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号につ
いてご説明申し上げます。この度の補正は歳入、歳出それぞれ 80 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ 10 億 1,486 万 4 千円と定めるものでございます。事項別明細書 8 ページ、9
ページをお願いします。国保総合保険施設運営事業 60 万 3 千円の減額、特定保健指導事業 20 万 2 千円
の減額、それぞれ事業実績見込みによる精査減額でございます。歳入につきましてはそれぞれの充当財
源のほうを整理させていただいております。以上でございます。

○富永豊議長

伊賀福祉課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

はい、失礼します。それでは議案第 28 号、令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) についてご説明をいたします。今回の補正につきましては、第 1 条におきまして、歳入歳出
それぞれ 617 万 1 千円を減額し、それぞれ 13 億 1,576 万 7 千円と定めるものでございます。また第 2
条といたしまして繰越明許費を定めるものでございます。3 ページのほうをお開きください。第 2 条に
おいて繰越明許費として 391 万 5 千円ほど金額を上程しております。先ほど全員協のほうで説明をさ

せていただきましたようにシステムの改修に伴います情報が、国からの情報が遅延しているため、この事業費について、全額繰越をお願いするものでございます。続きまして歳出のほうで、大変失礼いたしました、13 ページ、14 ページのほうをお開きください。総務費のほうにおきます認定審査会事業で 15 万 3 千円の減、さらには認定調査事業におきまして 32 万 4 千円の減額をお願いするものでございますが、こちらにおいては審査会の実績回数、また認定調査を行うために必要となります主治医の先生からの審査意見書を求めます、その時の審査支払手数料等が実績見込みに伴いまして、減額が予定されるため、今回減額をお願いするものでございます。1 枚めくっていただきまして、15 ページ、16 ページのほうでございますが、中ほどに保険給付費の中で特定入所者介護サービス事業ということで 100 万円の減額をお願いするものとしておりますが、こちらについては入所、短期入所等におけます部屋代や食事代の補足給付分でございますけれども、こちらについては利用者の減ということもございまして、実績見込みに伴います給付費の減をお願いするものでございます。1 枚めくっていただきまして、17 ページ、18 ページのほうをお開きください。中ほどに介護予防、生活支援サービス事業ということで、総額 444 万 8 千円の減額をお願いしとるものでございますが、こちらにつきましては本事業を開催するにあたり、会場使用料、また委託で事業のほうを展開しておりますけれども、失礼いたしました、負担金のほうをお支払いしておりますけれども、コロナ禍におきまして結局事業を途中で中止せざるを得なくなったような状況もでございます。そういったことによります実績見込みに伴いまして今回、減額をお願いするものでございます。議案第 28 号については、以上でございます。続きまして議案第 29 号、令和 2 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 78 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,790 万 4 千円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、8 ページ、9 ページの歳出のほうをご覧いただきたいと思っておりますけれども、今回、介護予防支援事業費の報償費として、すみません、失礼いたしました。介護予防支援事業として 77 万 6 千円の増額をお願いしとるものでございますが、こちらにつきましては会計年度任用職員さん、介護支援専門員 3 名の賃金が実働日数の増に伴います報償費の増が主なものでございます。大変失礼いたしました。福祉課からは以上です。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

失礼いたします。議案第 32 号、令和 2 年度安芸太田町。第 30 号です。失礼しました。令和 2 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。失礼いたしました。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 964 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算、総額、歳入歳出それぞれ 2 億 1,879 万 4 千円と定めるものでございます。歳出の 9、10 ページをご覧ください。簡易水道費、簡易水道総務費の簡易水道基金管理事業でございます。こちらは前年度の繰越額の確定に伴い、積立金の増額として 65 万 3 千円を計上させていただいております。続きまして需用費でございます。こちらの修繕料の増額といたしまして 380 万をお願いするものでございます。こちらの理由といたしましては、1 月初旬の大雪に伴いまして、凍結に伴います水道破線の修繕料を計上させていただいております。続きまして簡易水道整備事業の委託料でございます。こちら委託料 1,100 万円と工事請負費 1,300 万円の減額をお願いするものでございます。こちらは委託料と工事費の入札残による減額の掲示をお願いさせていただいております。歳入の 7、8 をご覧ください。歳入の他会計からの繰入金、一般会計の繰入金でございますが、397 万 6 千円の増額をお願いしております。続きまして議案第 31 号、令和 2 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 66 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,325 万 5 千円と定めるものでございます。今回の補正でございますが、歳出の 8、9 をご覧ください。こちら下水道費、下水道総務費、農業集落排水事業基金管理事業でございます。こちら前年度繰越額の確定に伴いまして積立金の増額といたしまして 66 万 4 千円を計上させていただいております。集落排水については以上です。

続きまして議案第 32 号、令和 2 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。第 1 条のほうでございますが、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ 294 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,716 万 3 千円と定めるものでございます。第 2 条といたしましては、繰越明許費の説明をさせていただきます。今回の補正でございますが、歳出の 11、12 ページをご覧ください。こちら下水道費、下水道総務費、総務管理事業の前年度、消費税の確定に伴います公課費の減額といたしまして 300 万円の計上をさせていただいております。続きまして特定環境保全下水道事業基金管理事業の前年度繰越金の利子の積立金の増額といたしまして、60 万

8千円の計上をさせていただいております。続きまして下水道施設費、下水道施設管理事業、委託料です。こちら委託料の確定に伴いまして500万円の減額を計上させていただいております。続きまして公共下水道事業施設事業の耐水化業務の委託料の増額として444万8千円の計上をさせていただいております。歳入の7ページ、8ページをご覧ください。こちら歳入の他会計繰入金といたしまして、一般会計の繰入金876万5千円を減額とさせていただいております。続きまして第2条のほうです。繰越の説明をさせていただきます。ページが3ページです。こちら下水道費、下水道施設費、公共下水道施設整備事業耐水化計画策定業務につきまして説明をさせていただきます。こちら国の補正予算での国の国庫事業で採択がございました。内示の遅いものでございましたので、繰越での業務委託で対応させていただきたく600、失礼しました547万8千円の繰越をお願いするものです。建設課からは以上です。

○富永豊議長

指定管理は。

片山商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、失礼いたしました。議案第22号の説明をさせていただきます。安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設名称、安芸太田町グリースパツツが、指定管理者は名称、株式会社クラフトコーポレーション、代表取締役、松苗 晃。所在地は広島県広島市安佐南区西原二丁目9番37号、指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

続きまして議案第23号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。同様に議会の議決を求めるものでございますが、指定施設の名称が安芸太田町いこいの村ひろしまでございます。指定管理者は同じく株式会社クラフトコーポレーション、代表取締役、松苗 晃。広島市安佐南区西原二丁目9番37号でございます。こちらの施設につきましては指定期間が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。

続きまして議案第24号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてでございます。こちらにつきましても議会の議決を求めるものでございます。施設名称は安芸太田町深入山グリーンシャワー、指定管理者は同じく株式会社クラフトコーポレーション、代表取締役、松苗 晃でございます。こちらの指定期間は同じく令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

議案第25号でございます。安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてでございます。こちらにつきましても施設名称が安芸太田町道の駅来夢とごうちでございます。指定管理者の名称が一般社団法人、地域商社あきおおた、代表理事、橋本博明。所在地が広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1でございます。こちらの指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。詳細の内容等々につきましては今朝ほどの全員協で説明させていただきましたので、省かせていただきます。以上でございます。失礼しました。

○富永豊議長

以上で説明を終わります。11時20分までちょっと休憩します。空気浄化。

(休憩 11時07分)

(再開 11時20分)

それでは再開いたします。

日程第2、議案第1号、安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第1号、安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更についてを起立により採決します。議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第1号、安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第2号、安芸太田町内黒山財産区管理条例の制定についてから日程第5、議案第4号、安芸太田町内黒山財産区管理基金条例の制定についてまでの3件を一括議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。はい、角田議員。

○角田伸一議員

ええと、ほいじゃあお聞きをいたします。内黒山財産区で財産区議会を廃止された理由、それと財産区管理会を設置する理由、それとですね、第2条3項の財産区管理委員を5名とされたのはなぜか。第3条の委員の選任方法で町長が任命する方法にされた理由、以上について答弁を求めます。

○富永豊議長

栗栖産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

はい、失礼します。この度の選挙等々の改定がありまして、財産区の議員さんの立候補される方が大変厳しい状況になってるということが一番きっかけとなつてきます。それと同時に、町内には筒賀の財産区と内黒山の財産区と2つあるわけですが、筒賀の財産区が管理会方式をとっております。で、そちらに簡略化して移行するほうがいいのではないだろうか、それともう一つは基金等々が段々と経営的に苦しくなってきた状況も踏まえまして、管理会の方へ移行させていただきたいということでこの度移行の方向で議案を出させていただきました。で、定数なんですけど近隣の状況等々見させていただきました。元々7名の議員さん居られましたけど、7名では、ごめんなさい8名でした。8名だったんですが、8名ではちょっと筒賀財産区の大きさに比べて、かなり財産区自体も規模が小さいということで5名という形で今回させていただきました。それともう一つは財産区の地区の数がですね、のことも勘案しまして一応5名という形にさせていただきました。ちょっとすみません、失礼します。はい、失礼します。議員の選任についてですが、これは一応ひな型と言いますか、モデル等々がありまして、その管理会の条例モデル等々を勘案させていただきました。その方向でさせていただきました。以上です。

○富永豊議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、ちょっと補足になります。先ほどの委員さんの人数なんですけれども、これ5人になった理由、先ほど産業振興課長のほうからもありましたとおり5人ということになります。で、地方自治法第296条の2、第2項の規定には委員の人数は7人以内というふうにされております。で、ほん内黒山財産区の地区でございますけれども、先ほどありましたとおり8というような数字がありましたけれども、その中でですね、やはりあのもう会員数というか、その地区に関しまして非常に人数が少ないという地区ございました。それに鑑みまして、大きな地区では2人を選出し、整理して5人にするという流れで旧戸河内町内黒山財産区議会の中では協議をされたところでございます。以上補足でございました。

○富永豊議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

ええと、まあ、あの財産区、議会の場合は8人というのは、これはまあ地方自治法の定めがあるところでね、今まで8人であったんだと思います。まああの5名にされたのは、7名以内という規定の中の5名だと思います。それであの選任方法なんですけど、モデルがあつて決めたというようなことだったんですが、どういうモデルだったんですかね。

○富永豊議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、モデルというかですね、5名の委員さんの選任方法に関しましては、先ほど地区の方申しあげましたけれども、地区、大きな地区には人数に応じまして、大きな地区が2名、で、小さい地区は1名という考え方の中で、地区名をすみません、ちょっと私のほうも失念しているんですけど、その地区の代表という形で整理をいただきまして、後任の方を選任いただくという流れになろうと思います。以上でございます。補足があれば、産業振興課。

○富永豊議長

他に、はい大江議員。

○大江厚子議員

もしできれば地区名をちょっと教えていただきたいなというのと、委員の中から会長互選ってということで、会長と町長との関係というか、どういうふうになっている、権限という面でどうなっていますか。

○富永豊議長

栗栖産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

はい、失礼します。地区名ですが、戸河内の下本郷、上本郷、下田吹の矢原地区、吉和郷の不免と遊谷の野為地区が、地区となっております。で、管理会というのはあくまでも先ほど説明しましたように、同意権という形になりますので、あくまでも実質的な管理をするのは財産区管理者としての町長がします。で、その管理することに対していろいろな権限の下ですね、条例に定めてという分についての同意をする。逆に言えば同意がないものについては、そこから先進まないんですけど、その同意を得て、それで議会のほうへ提出させていただいて、議会で最終的な議決を受けるという流れになりますので、あくまでも今までと一緒に町長が管理者という実質的な実務的な管理は町長のほうが行うという形になります。以上です。

○富永豊議長

他に質疑ありませんか。 (なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第 2 号から議案第 4 号まで別々に行います。議案第 2 号、安芸太田町内黒山財産区管理会条例の制定についてを起立により採決します。議案第 2 号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 2 号、安芸太田町内黒山財産区管理会条例の制定については原案のとおり可決しました。

議案第 3 号、安芸太田町内黒山財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを起立により採決します。議案第 3 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 3 号、安芸太田町内黒山財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。議案第 4 号、安芸太田町内黒山財産区管理基金条例の制定についてを起立により採決します。議案第 4 号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 4 号、安芸太田町内黒山財産区管理基金条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第 6、議案第 12 号、安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正についてから日程第 8、議案第 14 号、安芸太田町子ども医療費支給条例の一部改正についてまでの 3 件を一括議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。大江議員

○大江厚子議員

全部の議案に関係することですけど、マル学扱いになるということ、今までは、じゃあどういう、別個に立てた。

○富永豊議長

上手住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

はい、マル学と同様の扱いをしてたんですけども、この条例の中に明記してなかった。運用としてはしてたんですけども、そこら辺がはっきりしてなかったので、今回、明記をさせていただくというものです。

○富永豊議長

他に質疑はありませんか。

4 番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

えーと、それぞれの条例にかかる対象人員、少しちょっと報告ください。

○富永豊議長

上手住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

国民健康保険のマル学被保険者が 10 人居られますが、このそれぞれの福祉医療の対象のある方は居られません。実際に居られません。はい、以上でございます。

○富永豊議長

他に質疑ありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第 12 号から議案第 14 号までを別々に行います。

議案第 12 号、安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 12 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 12 号、安芸太田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

議案第 13 号、安芸太田町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 13 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 13 号、安芸太田町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

議案第 14 号、安芸太田町子ども医療費支給条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 14 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 14 号、安芸太田町子ども医療費支給条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第 9、議案第 15 号、安芸太田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 15 号、安芸太田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 15 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 15 号、安芸太田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第 10、議案第 21 号、安芸太田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 21 号、安芸太田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを起立により採決します。議案第 21 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 21 号、安芸太田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第 11、議案第 26 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、平岡議員。

○平岡昭洋議員

えと、あの、これグリーンスパつつがのことでですね、22 号ですね。

○富永豊議長

いや、26 号です。（平岡議員：あ、ごめんなさい、間違えました、失礼しました。）

他に質疑ありませんか。はい、角田議員。

○角田伸一議員

ええとですね、ちょっと聞いてみます。ええと予算書のほうの、ページは 41 になります。農林水産業費、農業振興費の中の内ですね、中山間地域直接支払、これはまあ減額になっていきますが、協定数が減ったと言われましたがいくらのものがいくらに減ったのか、お答えいただきたいと思います。それと同じく農林水産業費、2 項の林業費なんですが、森林経営管理事業、この中で令和 2 年度に始められた山林所有者の調査が行われていると思いますが、この意向調査の結果、どうであったのか、まあ中身としてはですね、何件の調査をされたのかということと、どれだけ回収されたのか、そのうちが一番主なことはですね、この経営委託をですね、希望しているか、いないかということなんですが、要はこの中で経営委託を希望されとる人がどのくらいあったのかということです。今の時点でお答えいただきたいと思います。

○富永豊議長

栗栖産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

はい、質問いただきました、中山間地域等の直接支払の制度ですが集落協定数が減っていると、この件に関しましては、後ほど資料でお渡ししたいというように思います。それともう一つ、今の森林環境贈与税に関する調査、移行調査ですが、これも今、現段階、まだまだ回収をしている状況でございます。当初見込んでおりましたよりも、電算等々の突合が大変難しく、また所有者がかなり代が変わっていて分からないもの等々ありまして、正直なところ、手間どつとるのが現状でございます。で、現時点の集計結果というものについて、これもまだまだ集計結果が完全にはできておりませんので、途中ではありますが後程資料をお渡ししたいというように思います。以上です。

○富永豊議長

ほかに質疑はありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

まず 5 ページの児童福祉費の筒賀保育所改修工事についてですが、今どの進捗状況というのはどのあたりなのかということと、それから 49 ページの修学旅行の行先変更で保護者へ、また補助、支援をすると、その辺をもう少し詳しくお願いします。

○富永豊議長

園田児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

はい、筒賀保育所の進捗状況でございます。これについては事前の全員協等でも説明をさせていただいているところではございますが、今週の金曜日に工事の入札をする見込みでございます。それに伴いまして、来週にはですね追加議案でまたお願いをするところのはこびで今予定をしているところでございます。以上です。

○富永豊議長

児玉学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

はい、先ほど小学校の修学旅行のことでご質問いただきました件につきまして、12 月に修学旅行、行先変更ということで、当初は阪神方面だったんですけども、山口方面、秋吉台のほうに行ってしまう。それで保護者にこれまで修学旅行の補助としましては、1 万 2 千円の補助をしていたんですけども、この度の修学旅行が近場になったということで、修学旅行費全体が抑えられたのと、G O T

○トラベル等々がありまして、修学旅行費が大体 1 万 7 千円ぐらいの修学旅行費でしたので、これまで保護者の修学旅行に対する補助者、補助の割合が大体 3 割ぐらいでしたので、そこらあたりを考慮しまして 6 千円の修学旅行の補助とさせていただきますので、その分減額ということで今回補正をお願いするものでございます。

○富永豊議長

大江議員。

○大江厚子議員

金曜日に入札ということで、なぜそんなふうはこの工事自体が遅れているのかということと、修学旅行、もし中止になったらキャンセル料というのをあげておられたと思うんですが、その扱いはどうなりますか。

○富永豊議長

園田児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

工事につきましては、今回繰越明許に出すということで、ちょっと若干遅れてるという状況でございます。これにつきましては、一つはやはり学校の改修というところがありますので、当然協議、設計においても当然細かい所の協議というところが必要ですので、実施設計の期間にですね、時間を伴ったというところが一番大きな理由でございます。積算等のところをですね、少し丁寧にやったというところで実施設計等において時間がかかったというところで、予定より遅れているというような状況になっているところでございます。なお、このまま発注でですね、順調に入札できれば、最終の工期については、当初予定しているとおりのこの秋にはですね、完了するという見込みでいるところでございます。以上でございます。

○富永豊議長

児玉学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

申し訳ございません。先ほどの説明の時に私が言うのを失念しておりました。49 ページの下の段、補償補填及び賠償金に 49 万 5 千円の減額があります。これが修学旅行がキャンセルになった時のキャンセル料でこの度、行けることになりましたので、減額するものでございます。

○富永豊議長

他に質疑はありませんか。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、2、3 点すみません。これが答弁あれなんだろうが、まず繰越明許費、これ先ほどの理由等々、一応お伺いしたんですが、ほとんど皆コロナ関連で皆、いわゆる繰越明許になつとるわけですが、あのこの事業の件数がね、34 件、これさっき件数調べてみたら、これ私 4 年間やらせてもろうて、初めてじゃないかと思う。これだけの繰越件数。先ほどの理由の中にもあったように、コロナ、確かに人手不足、材料不足はあると思いますが、いわゆるあのよく業者の方からお聞きしても、事業の発注が遅いという声をよく聞くことがございます。1 件ずつですね、要はいつ工事を出して発注して、今の現状を聞けばいいんでしょうが、そこまでは別としてちょっとこのいわゆる繰越明許が簡単にとは言いませんが、簡単に年度末に終わらんけえ、もう明許で繰り越すというような流れができるとは思いますが、今一度精査していただいてですね、この繰越明許の取り扱いをちょっと取り組んでいただきたいと思う。これは答弁結構です。次はですね、2 点目がまち・ひと・しごと創生事業、これがあるんですが、この今日頂いたペーパーの中に、これあのいわゆる平成 2 年度の目玉事業ではなかったんでしょうが、地域おこし起業人、デジタル専門人材を派遣していただくというような事業があつて、これを見るとですね、派遣者の中途退職による負担金の減額というようなことで減額を 180 万、190 万程度されとるわけですが、この中途というのは、また 4 月に始まっていつまで、いわゆる在籍をされとって、退職されたのかということが 2 点目と、3 点目にですね、先ほどもちょっと出たんですが、森林環境経営管理事業の、これ全額かどうか分らんんですが、463 万 6 千円ですが、これ確か当初では谷川と被害木の伐倒整備という事業で、この事業はいい事業だなと私も思っておったんですが、もしこれであるんなら、当初予算が確か 560 万でこれが全部であるんなら、マイナスが 463 万 6 千円であるんなら、実績は 96 万 4 千円しかない、何件ぐらいあつて、なぜこれだけの金額で推移したのかというのが、もし分かれば教えていただきたい。以上でございます。

○富永豊議長

栗栖産業振興課長。

○栗栖浩司産業振興課長

はい、被害木等処理事業なんですけど、地域からの要望というのは、多々当初あったわけなんですけど、実際になると、なかなか、これはあくまでもあの町がやるわけではなく、地域がやられることに対して補助、補助金ですので、その地域の体制がなかなか組めないという中でかなり、掛け声はかなりあったんですけど、実際、蓋を開けてみるとなかなかできんよねという形で、当初予定してたものが、ほとんどなくなりまして、2件程度しかできてないと、ちょっと、もういっぺん、あのその件数についてはですね、もういっぺん確認してまた後報告させていただきますが、確か、私の記憶では2件しか出てこなかったというか、最終的に話ばかりは出たんですけど、出てこなかったというのが状況でございます。以上です。

○富永豊議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

デジタル人材につきましてですが、こちらにつきましては、IT BOOKのほうと協定を結んどりまして、2人派遣を受けることになってます。その内の1名がその方の都合によりまして7か月間勤務をIT BOOKでされて、あと5か月間分を勤務ができなくなったということで、その分をIT BOOKにお支払いする負担金を減額するということです。IT BOOKのほうと調整をしまして、その目的としとります事業に関しましては、社の中できちんと対応ができるということでございますので、計画をしとりました業務につきましては完了する見込みでございます。以上でございます。

○富永豊議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

あの、答弁はいらんということでございましたけども、繰越明許について少し。あの一、土木を中心にですね、まち、町のほうで一ます。実績としましては前年度繰越を設けてですね、その結果、また事業量がそこへ詰まっていくという悪循環に陥ってます。これら本当に前から課題であるということを知っておりますんで、できるだけ早い段階でですね、そのどこかを縮める検討、検討をしましてですね、一度は、一度には無理かもしれませんが、徐々にしてですね、当該年度は、事業が止まらないようにして、事業者の方へ余裕をもって発注できる形にしたいと思っております。以上でございます。

○富永豊議長

よろしいですか、他に質疑はありませんか。はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

29 ページなんですけど、特別定額給付金給付事業、これ確か15名の不足、余ったぶんとかあったんですけど、この15名分はあの、どういう理由で行きわたらなかったのかと、もう一つ地域支援事業の協力隊員、これは4年、4名採用予定とだったのが1名減と、3名でやられてるということなんですけど、これ予算の関係で言えば、来年度以降どういった採用になるのか、分かれば教えてください。

○富永豊議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、ご質問のありました特別定額給付金事業の未給付と言いますか、交付金を受けられなかった15名でございます。内訳の大きなものとして、辞退が一つ大きなものがございます。それからですね、辞退をされた方も含めて、役場担当者のほうからご連絡を申し上げ、この交付金、受け取られないかどうかの確認を2回程度させていただきました。その中にはですね、やはりあの、現住所に今いらっしゃらないというところで消息がつかめなかった方が2名ほどぐらいいらしたというふうに記憶しております。以上でございます。

○富永豊議長

瀬川地域づくり課長。

○瀬川善博地域づくり課長

はい、地域おこし協力隊の4名から3名の減ということで、今1名についてもですね、これは今実際の募集をかけるところでございます。この募集についてはですね、地域商社へということで商品開発、またその製品の販路開拓とかですね、その未正規の管理運営、そういったところに携わる方を1名募集

をかけております。来年度についてもこの引き続いてですね、この地域商社への募集を引き続いてかけて、地域おこし協力隊員を確保していきたいと考えておるところでございます。以上です。

○富永豊議長

よろしいですか、他に質疑はありませんか。矢立議員。

○矢立孝彦議員

補正案件については監査委員さんの指摘もあり、不用額が発生をしないというような補正としたということが前提ですよ。総務費になるんですかね、当初予算でかなり前町長と政治的な折衝をして、ようやく予算化をされた報酬等審議会の費用、これ今現在どういう扱いですか。増減の関係についての補正が今回出ておりませんが、少しちょっと説明ください。

○富永豊議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

あの、先に。これは政策的な予算でございますので、減額増額等はいたしておりません。したがってこの案件に関しましては町長より答弁をいたします。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、報酬等についてはですね、かねてから議会のほうで議論されておられると伺っているところでございます。私どもとしてはそれをしっかりと提出をいただいた後でしっかりとその旨を議会のほうの旨にしたがって、対応させていただくということで引き続き計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○富永豊議長

はい、矢立議員。

○矢立孝彦議員

不要になる恐れがあるのではないのでしょうかということも兼ねて質疑をしておるわけですよ、この時期3月10日ですか、10日前後になってきますけれども、不要は発生をさせないということが前提の補正予算であるということの予算なんですよ、今回の補正は。就任をされて当時私の立場でこの件については、経過等々についてご説明をし、強い要請も申し上げてきたということですが、審査会の委員会を開催することと、それから報酬等の決定に至る経過については整理して考えにゃあいけんということで、私は解釈しとりますけれども、それ一度も開催をされず今日まで来ておると。前回の報酬等審議会についてはかなり前のことですが、その関係について、その答申の内容についてはですね、これはまあ事務局なり把握をしておられるかどうか、私分かりませんが、そのこともふまえてね、行政の継続性あるいは報酬等審議会、これは議会議員の報酬だけじゃありませんよ、特別職の報酬について、これは執行部の関係以外のことも含めて、その在り方について検討することというのは、自然な流れですよ、それ現在放って投げとるわけですよ、これはなぜかということを知りたい。

○富永豊議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

従前のもうこれは、最終的に行った報酬審議会に関しましては確かにかなり年が過ぎておりますけれども、その時の審議会の答申の中でも、本町の議会議員の報酬に関しましては、非常に県下と比較しましても非常に低いといったところの部分は承っておりますし、認識をしております。これは事務局のほうからとして答弁させていただきます。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、あのあらためまして、私ども、そうは言いながらも今一番大きな課題というのは、従前から議員のほうからもお話がありました、あの議会議員の皆さまの報酬ということで、その件については我々としてはとにかく真摯に対応させていただくという前提で引き続きお待ちをする、あるいは我々のほうの判断で先にそういった報酬審議会、できないような形で不要をたてるというのはいかがかという思いで我々としては引き続き皆さんの議会の方からの答申なりをお待ちしているという状況だという認識でございます。以上でございます。

○富永豊議長

はい、矢立議員。

○矢立孝彦議員

当初の説明からすればね、不要額を発生させない補正であるということであれば、増減が今回の補正に出てこないということは、その予算というものは執行される計画があるということと解釈してもよろしいんですか。

○富永豊議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、これは担当課のほうとして、言い訳になって申し訳ないんですけども、この補正予算を計上していく、自分にはですね、まだこの開催につきましての指示と言いましょか、指摘がございませんでしたので、予算についてはそのまま減額をせず、減額については計上をさせていただいておりません。以上でございます。

○富永豊議長

他にも質疑があるかと思しますので、一旦 1 時半まで休憩させていただきます。1 時半から再開いたします。

休憩 午前 12 時 00 分

再開 午後 1 時 30 分

それではおそろいのようなので、再開させていただきます。それでは午前中に引き続き質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。はい、平岡議員。

○平岡昭洋議員

37 ページ、一つは生活保護費給付事業で 600 万マイナスということで、なぜ減ったのかということですね。それだけみなさん豊かになられたのか、そのへんがよく分からなくて。それから 49 ページですね、ごめんなさいどこだったかな、49 ページ、これだ、ごめんなさい 47 ページです。防災減災備蓄事業というところで、なんか会議を書面で決議したから少なく済んだみたいな話のような、私が勘違いでなければ。そういう話ですけど、それだったらずっとこれから会議を書面で済めればいいんじゃないかと思うんですけど、その辺について答えていただけたら。

○富永豊議長

伊賀福祉課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

はい。ご質問のありました 37 ページでございます生活保護費の給付事業で 600 万円の減でございますが、本町におきまして、現在生活保護の受給者、21 世帯、21 名でございます。例年介護扶助費、特に医療扶助費、医療にかかります費用というのは 10 割一旦負担しなければいけませんので、そういったものも見込まして、当初予算のほうを計上させていただいておりましたが、本年度、ここまでするには大きな医療費の支出ということも特に見込まれておりません。ですので今回うわに減額のほうをお願いするものでございます。以上です。

○富永豊議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、ええと、47 ページ、防災減災備蓄事業。説明といたしましては、防災会議の書面決議等によると、等によるというお話をさせていただいたところでございます。防災会議に関しましては、会議に出席いただく委員さんの報酬といったところで、これはすみません、金額的には若干少ないんですけども、6 千円の減という形にさせていただいております。その他ですね、需用費ということで他に食糧費、お茶代とですね、が、この会議で使っているものです。その他ですね、すみません、詳細の説明をしなくて申し訳なかったんですが、負担金補助及び交付金 10 万円、これに関しましては自主防災組織補助金に関しましての減額でございます。今年度、コロナウイルスの現状を見ましてですね、自主防災組織の活動に関する案件で集まることが難しいということで、この補助事業に関しましては手挙げがなかったということで減額をさせていただいております。詳細につきましては今のような中身です。で今後、そうした会議をあの、まあ書面決議や例えばWEB会議のようなことで切り替えていってはどうかというご意見を頂戴したんではないかと思えます。防災会議に関しましてですね、非常にこの議会議員のメンバーの方からもですね、ご出席をいただいておりますが、例えば国土交通省、それから中国電力といっ

たような関係機関、集まって協議することにも異議がありますので、コロナウイルスの現状がある程度収まりましたら、やはり是非ですね、開催させていただいて、一同介してですね、会議のほうさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○富永豊議長

他に質疑はありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 26 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算(第 8 号)、起立により採決します。議案第 26 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第 26 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算(第 8 号)は原案のとおり可決しました。

日程第 12、議案第 27 号、令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 27 号、令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)を起立により採決します。議案第 27 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 27 号、令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)は原案のとおり可決しました。

日程第 13、議案第 28 号、令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 28 号、令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を起立により採決します。議案第 28 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 28 号、令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は原案のとおり可決しました。

日程第 14、議案第 29 号、令和 2 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これから採決を行います。議案第 29 号、令和 2 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)を起立により採決します。議案第 29 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 29 号、令和 2 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決しました。

日程第 15、議案第 30 号、令和 2 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

先ほどの説明もありましたように、この冬は凍結、それから破裂、水道管の破裂とか大変なことで、関係者の人、ほんとに大変だったと思うんですが、ちょっとその時とその状況と、それからこれから広域化っていうこともありますけど、それも含めて大丈夫なんかというか、管理体制がどうなんかっていうところをちょっとお願いします。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、質問をいただきました。ええと、1 月のやはり成人の日を含んだ 3 連休、大雪が降りまして、その降った時は、まあ凍結しとる状態なので、まあそんなに起きない、やっぱり気温が緩んだあと、宅内の破裂だとか、あの本館の破裂だとか、あと何か所かあったのが、橋梁に架かっている、架けている水道管が破裂しとったりですね、そのへんがまあ、発生しました。宅内のほうは、あの気付いた方は連絡をいただける、止めていただいて直していただく。でまあ、その間出とったものは減免させていただくという方法があります。それとあと今度は空き家もあったり、こっちに毎日帰られない方もいらっしゃるんで、あの、各戸のメーターの確認をさせていただきました。で、回るとれば、メーターの皿が回るとれば、中の漏水もあるということで、それを確認させていただいて連絡させていただく。で、あともう一つの方法といたしましては、本管の破裂がやっぱり数カ所ありました。それはやはり、あのバルブを閉めて、あの役場の方でテレメーターの整備をさせていただきますんで、そのメーターの動きを見ながら、段々漏水箇所をしぼって行って探すというような方法で漏水箇所を見つけて、本管のほうは町で修繕しなきゃいけないというのが、今回の補正がほとんどでございます。そういう対応で今回補正させていただきました。で、あの広域化に伴ってなんですけど、やはりあの広域化、もし最終的に参画させていただいて、企業団に入るということになったとして、やはり初動というのは、やはりあの何らかの形でやっぱり町のほうにもいくらかやらないと間に合わないと思います。やっぱり現場のほうもあの近くの、やっぱり近場に居る職員の方が現場の把握はよくできてると思うので、初動対応は町のほうでやって、その後、本体のほうでやっていただくようなことになるかなという想定はしとるんですけど、そこら辺は参画をさせていただいて協議をして、意見をさせていただきながら、進めていきたいと思っております。以上です。

○富永豊議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、ええと分かりました。それともう 1 件、コロナ関係で減免措置もあったのではないかと思います。その申請から実施というのはあったんでしょうか。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

減免はないんですけど、猶予の措置がございました。そちらの方、周知させていただいて、ええと実際のところは 1 件も猶予のほうは申請はありませんでした。

○富永豊議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 30 号、令和 2 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 30 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 30 号、令和 2 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決しました。

日程第 16、議案第 31 号、令和 2 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 31 号、令和 2 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 31 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。従って議案第 31 号、令和 2 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決しました。

日程第 17、議案第 32 号、令和 2 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 32 号、令和 2 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 32 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。従って議案第 32 号、令和 2 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決しました。

日程第 18、議案第 22 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町グリーンスパツツが）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。平岡議員。

○平岡昭洋議員

一応、なんとなく分かりますんですけど、このグリーンスパツツが、もう一つあるんですけど、ひろしまなんて、この指定管理の期間ですね、1 年と 3 年というように分かれとります。この理由をちょっと教えていただきたい。

○富永豊議長

片山商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、ご質問のありました指定管理期間の差についてでございます。議案のグリーンスパにつきましたは 3 年間でございます。3 年間は過去 5 年、3 年というような経緯をふまえて、現在に推移しておりますが、前回は昨年度の提案の中では、公共施設、いろんな観光公共施設の在り方という課題もあり、1 年間とさせていただいて、今年度に至っております。今後の 3 年間につきました、このグリーンスパツツがについては、利用の状況等ふまえて 3 年間で妥当であろうという従来の方式に検討をさせていただくというものでございます。それから以降の議案についての 1 年の部分につきましたは、先ほど申しましたあり方の中で、今後の利活用、売却も含めたいということで、一昨年来より検討している部分も含めた事案がございますので、そちらのほうは短期の 1 年としているものでございます。以上でございます。

○富永豊議長

他に質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 22 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町グリーンスパつつが）を起立により採決します。議案第 22 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 22 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町グリーンスパつつが）は原案のとおり可決しました。

日程第 19、議案第 23 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町いこいの村ひろしま）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 23 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町いこいの村ひろしま）を起立により採決します。議案第 23 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 23 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町いこいの村ひろしま）は原案のとおり可決しました。

日程第 20、議案第 24 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町深入山グリーンシャワー）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 24 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町深入山グリーンシャワー）を起立により採決します。議案第 24 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 24 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町深入山グリーンシャワー）は原案のとおり可決しました。

日程第 21、議案第 25 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町道の駅来夢とごうち）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4 番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

えー、選定委員会の委員さんの変更があるかどうか、なければ現在の選定委員さんの名前をちょっと披露ください。それからがんばるビジネス応援補助金の審査委員会については、外部委員さん入れられましたよね、私の記憶では、この指定管理者の選定委員会の要綱においては外部委員さんはまだ居られないと、この違いはどういうことなんでしょうかということ、その 2 点をとりあえずご報告ください。

○富永豊議長

答弁者は、

片山商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、まず指定管理者の指定、今回の議案にかかる指定管理者の選考委員は副町長、教育長、総務課長、両支所長、それと所管課の課長、私でございます。ご指摘のあったがんばるビジネス応援補助金については外部委員として 3 名となっております。この指定管理者の選考委員に関して、現時点で外部委員というようなご指摘だったと思います。そういった部分に関して、今回の案件に関しては事前の検討をちょっとしておりませんでした。今後の考え方についてはまた、あの副町長のほうより答弁させていただきます。

○富永豊議長

はい、副町長。

○小野直敏副町長

外部委員さんのあの入る、入らないの考え方でございますけども、まずはがんばるビジネスにつきましては、当然、ビジネス要件が入ってまいります。で、一応、町の商工会のほうにも照会させていただきますけども、まだもっと詳しい、いろんな視点のノウハウがいるということで、専門家に入ってそのビジネスの将来の見込み等の意見を聞くために外部委員さんに入っていただいているところでございます。次にあの道の駅の指定管理の選考委員でございますけども、これはやはり地域の方と関係が非常に強いものでございますので、そういったことで地域のことがよく分かっているということで、職員を中心にですね、選考委員会を構成させてもらっているところでございます。

○富永豊議長

はい、矢立議員。

○矢立孝彦議員

指定管理者の選定委員会の会長さんは副町長さんですよ、道の駅の来夢とごうちについて、これ役員さん入っておられますでしょ、入っておられないんですかいね、今、一般社団法人の関係は、入ってないですか、ああ、なるほどね。がんばるビジネスの関係については、今説明があったような外部委員さんの必要性があると。かねていろいろ指摘をさせていただいておりますけども、適正な検証、評価というものが内部委員さんだけで、この選考委員さん、できるんですか、しかも町のみなさんが役員をしておられる一般社団法人をですね、関係者の方が、どういうふうに客観的に検証あるいは評価をされておるのかなというようなことが非常にかねてから疑問であるということがあります。そこらあたりをもう一度答弁ください。それから要綱上ではね、公正、適正が保たれておくということが謳うてあるわけでしょ、公正、この選定にあたってはね、公正かつ適正な判断をするということがどう担保されるんですか。関係者だけでこういうふうに選定されて。そこはどうですか。

○富永豊議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

ええ、まずは町が深く関与する地域商社とうちの関係の中でのガバナンスのお話だと思います。地域商社の申請につきましては、先ほど申しました理由で町内の職員を中心に構成するわけでございますけども、当然町の職員も、当然、公共の福祉に、公務員でございますので当然その一応外部である道の駅についてですね、余分に付度と申しますか、えこひいきするというようなことはないということの前提でやらせていただきます。

○富永豊議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

副町長の説明でですね、どうも説得力ないですね。これは制度上の問題ですよ、制度上の問題を問題視をしておるという指摘なんです。したがって付度判定というのがですね、なされることを防ぐという行政配慮が必要ではないかという趣旨の質疑ですよ。かねてから、この地域商社へ指定するというものについては異論はありませんよ、ありませんけど、そもそも行政職員、いわゆる課長級の方がですね、選定委員の委員にされるという、なっておられるということについての是非というのはですね、これ政策判断にもよりますけども、お隣の北広島町さんあたりはですね、やはりそこはやっぱり適正な判断、あるいは客観的な判断、公正な評価等々をですね、担保するために外部委員を入れたりですね、まあチェック機能というものを高めたりするいう工夫をしておられる。そこを問題視しとるわけですよ、ずっと。これこのまんま町長いくんですか、このままずっとこの現状の指定管理の委員については、あいも変わらずこの体制でいくということになると、問題が生じたときにどういうふうな対処をされるんかいということも生じてきますけれども、そこは町長、聞きたい。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。あらためてあの委員のメンバーについてのご指摘いただきました。あの、あらためて、あの議員のご指摘もふまえながら、今後検討させていただけたらなと思っております。もともとは、あの町の施設ということで、町がある意味主体的になって管理をしなければならない、それについて外部の指定管理者を適切に選ばせていただいて、選定をさせていただくということでございますので、その意味において、町の職員がやはりメンバーとしては関わっていたと、これまではそれが正しいかどうかというのをまさにこの議会の場で議員のみなさまにご判断いただくということが、ある意味、外部からの指摘、

視点でもあったのかなと思いますが、あらためてメンバーそのものに外部のそういった識者をいれるべきではないかというご意見をいただきましたので、今後それについては中のほうでもまた検討させていただければというふうに思っております。以上でございます。

○富永豊議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 25 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町道の駅来夢とごうち）を起立により採決します。議案第 25 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第 25 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町道の駅来夢とごうち）は原案のとおり可決しました。

日程第 22. 議案第 33 号
日程第 23. 議案第 34 号
日程第 24. 議案第 35 号
日程第 25. 議案第 36 号
日程第 26. 議案第 37 号
日程第 27. 議案第 38 号
日程第 28. 議案第 39 号
日程第 29. 議案第 40 号
日程第 30. 議案第 41 号
日程第 31. 議案第 42 号
日程第 32. 議案第 43 号
日程第 33. 議案第 5 号
日程第 34. 議案第 6 号
日程第 35. 議案第 7 号
日程第 36. 議案第 8 号
日程第 37. 議案第 9 号
日程第 38. 議案第 10 号
日程第 39. 議案第 11 号
日程第 40. 議案第 16 号
日程第 41. 議案第 17 号
日程第 42. 議案第 18 号
日程第 43. 議案第 19 号
日程第 44. 議案第 20 号

○富永豊議長

日程第 22、議案第 33 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計予算から、日程第 44、議案第 20 号、安芸太田町介護保険条例の一部改正についてまで 23 件を一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 45. 特別委員会の設置

○富永豊議長

日程第 45、特別委員会の設置を議題とします。お諮りします。ただいま議題としている、令和 3 年度予算をはじめとする 23 件の議案を審査するため、安芸太田町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、議長を除く 11 人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して詳細を審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって令和 3 年度予算をはじめとする 23 件の議案については、議長を除く 11 人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、詳細に審査することに決定しました。ここでただいま設置した予算審査特別委員会の正副委員長を互選するため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時 5 7 分

再開 午後 1 時 5 7 分

休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に開かれた予算審査特別委員会で正副委員長が互選され、その結果が通知されましたので報告します。予算審査特別委員長に津田宏委員、同副委員長に末田健治委員です。以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

○河野茂事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 1 時 58 分散会
